

## 前回審査会(平成18年8月4日)における指摘事項及びその対応

No.	指摘事項	対応
1	名古屋市の農業振興地域の考え方を示されたい。	名古屋市の農業振興地域の基本的な考え方については、別紙1のとおり。
2	ホンドイタチが生態系の注目種として選定されていないが、その理由は。	ホンドイタチについては、行動圏が広く、川沿いを中心として、耕作地や水辺を繁殖・休息の場、狩り場として幅広く利用することが生態特性ですが、サギ類、シギ・チドリ類に比べ、確認個体数が極めて少なく、本地域の環境類型である水田環境との関係が必ずしも密接ではなく、本地域における生態系の構造・機能に対して果たす役割は低いことから、上位性の注目種として選定しておりません。
3	騒音・振動の予測条件が明確に示されていないので、機械の配置等を図面で示されたい。	別紙2のとおり。

## 名古屋市の農業振興地域の基本的な考え方について

・「名古屋農業振興地域整備計画書」(平成11年9月整備計画変更、一部抜粋、下線追記)

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本地域は、名古屋市の南西部に位置し、庄内川下流の沖積層からなる低湿地帯の中川区富田地区、港区南陽地区と、北東部に位置する洪積台地からなる丘陵地帯の守山区東谷地区よりなっている。いずれも市街化調整区域であり、総面積 1,046haのうち現況農用地は 553haと 52.9%を占めている。富田地区、南陽地区については、耕土が深く肥沃な水田を主とした優良農地であるので、集落周辺農地を除き、集団的農地とすることが適当な区域を農用地として保全し、生産基盤と近代化施設の整備と高度化を図る。また、東谷地区については樹園地を主とした農業が行われているので、林地に介在する農地を除き、農用地として保全していく。なお、今後農用地利用を一層推進するとともに、必要に応じて都市的土地利用への転換を検討していく。

### (2) 農業上の土地利用の方向

#### ア 農用地等利用の方針

##### (イ)南陽地区[B]

南陽地区は、庄内川河口の干拓地で大規模な水田地帯としてほ場整備されている。今後農用地の利用方向性としては、灌漑排水事業、農道整備事業、湛水防除事業及び地盤沈下対策事業により生産基盤の整備保全を図り、水田を中心として利用するとともに、必要に応じ、水稻から、ふれあい農業・施設園芸への畑転換等により高付加価値農業を推進していく。また、都市化の圧力の強い茶屋地区においては土地利用計画上の調整を行ったうえで、都市的土地利用への転換を検討していく。

参考：根拠法「農業振興地域の整備に関する法律」第8条

市町村は、整備計画を定めようとするときは、都道府県知事との協議しなければならない。そのうち農用地利用計画については、都道府県知事の同意を得なければならない。

・「名古屋都市計画マスタープラン」(平成13年9月決定、一部抜粋、下線追記)

### 2. 都市空間形成の基本方針

#### 自然環境の保全と創出

(前略)優良な農地を保全するとともに、農地の持つ多面的な機能を生かしながら、環境に配慮した農と住の調和したまちづくりをめざします。

#### 港区の将来構想

##### 「農業と調和したゆとりあるまち」

優良農地の確保、市民農園の設置、新茶屋川を中心とした水と緑のふれあい事業などをすすめるとともに、茶屋新田地区において組合施行の土地区画整理事業を促進し、農業と住環境が調和したゆとりあるまちづくりをすすめます。

参考：根拠法「都市計画法」第18条の2

市町村は、基本方針(マスタープラン)を定めた時は、遅滞なく公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

## 建設機械の騒音予測における建設機械の配置

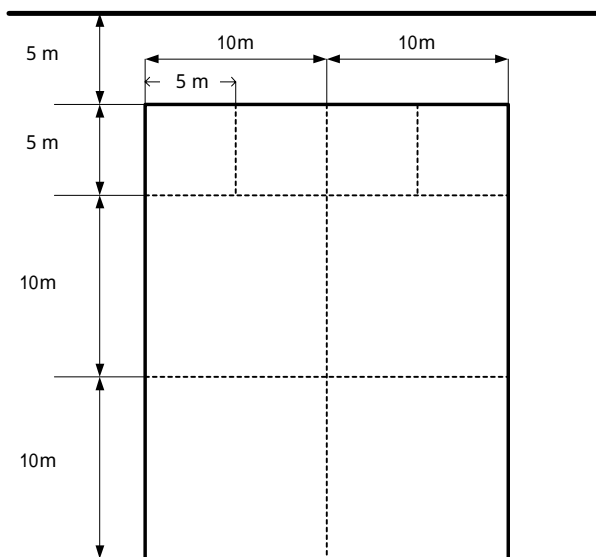
建設機械による騒音の予測手法については、音の伝搬理論に基づく予測式（（社）日本音響学会の「ASJ CN-MODEL 2002」）を用い、その方法に基づき下図のとおり騒音源を設定。

建設機械の1日の稼働範囲は20m × 25mと設定。

$$\begin{aligned}
 &< \text{騒音・振動予測における1日の施工面積の算出} > \\
 &\text{西茶屋荘南の盛土高さ 最大 1.2m (現況 NP - 0.2m 計画 NP + 1.0m)} \\
 &1 \text{日施工量 } 600\text{m}^3 \\
 &1 \text{日施工面積 (稼働範囲)} = 600\text{m}^3 \div 1.2\text{m} = 500\text{m}^2
 \end{aligned}$$

また、建設機械の音源の高さはいずれも1.5m。

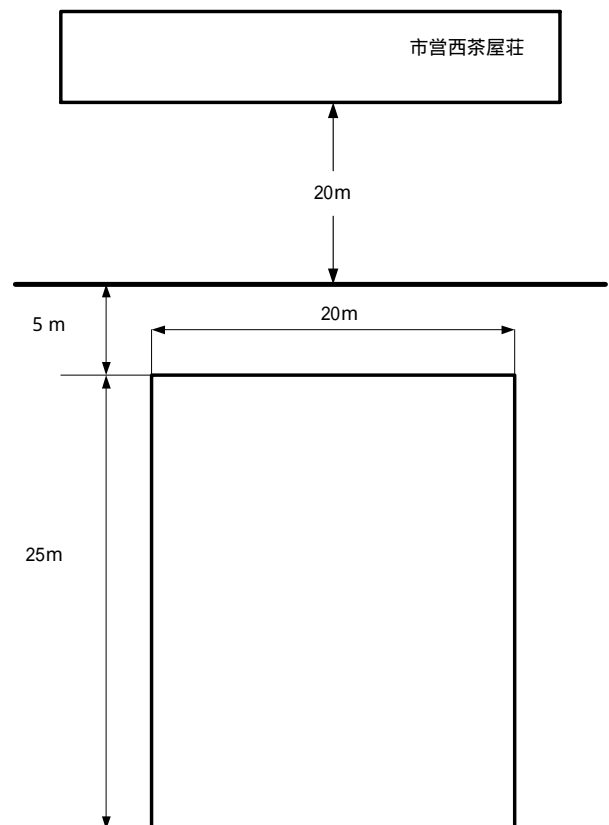
No.1 きよすみ荘付近の予測における  
建設機械の配置



:騒音源の位置

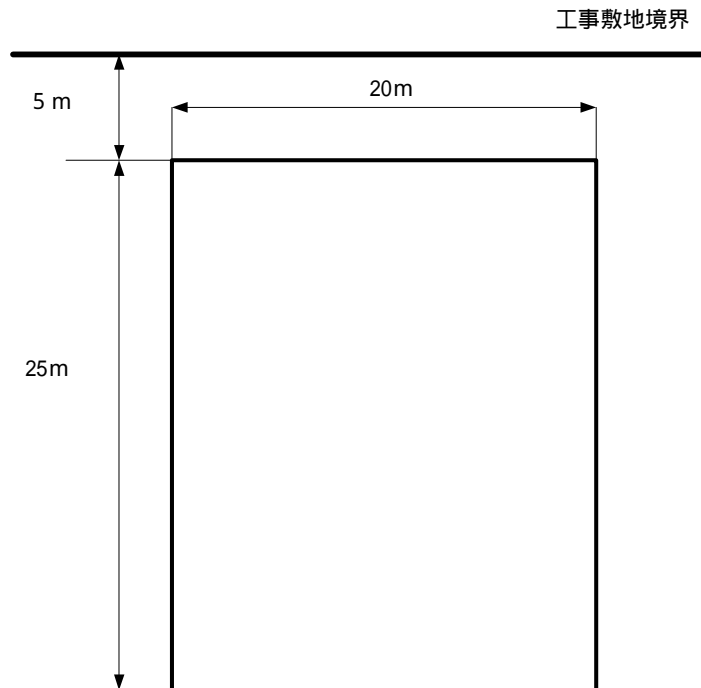
:予測地点の位置

No.2 西茶屋荘付近の予測における  
建設機械の配置



## 建設機械の振動予測における建設機械の配置

建設機械の1日の稼働範囲は20m × 25mと設定。



:振動源の位置

:予測地点の位置

## 斎場施設における騒音・振動予測の前提条件

斎場施設の稼働に伴う騒音・振動予測については、今後設計を行うため、建物の構造や機器の配置等は具体的なものがないことから、同じような規模の他都市の斎場を参考にして騒音予測を実施。

火葬炉は30基ですが、稼働計画では、朝10時から30分ごとに2～8組のご遺体の火葬を受け付けるものとし、12時から13時の1時間に24組の火葬を行う場合が一番多く稼働していると考えられ、騒音・振動の予測では火葬炉は24基が稼働しているものと想定。

### 騒音・振動発生施設の設定について

騒音・振動発生源として、火葬炉1基に対して、冷却ファン1台、燃焼空気ブローア1台、排気ファン1/2台（2火葬炉で排気ファン1台のため）が稼働し、それに燃焼バーナー音が付加。

また、館内の空調用に、クーリングタワー2台、室外機2台を2階の屋外に設置する場合を想定。

火葬炉は1階部分に、冷却ファン等は2階部分に設置、2階機械室は長辺（東西方向）約95m、短辺（南北方向）約15mで、冷却ファン等は一列に並んでいる配置を想定。

なお、それぞれの機器を1個の点音源として予測。

### 建屋の吸音、遮音の設定について

機械室等の壁は、厚さ150mmのコンクリートを想定し、室内の内張りはないものとし、透過損失の計算では安全を見越して0.8を掛けている。

### 障壁の設定について

建物北側に設けるみどりの丘（高さ約10m）や周囲の植栽帯の土盛りを障害物として設定。

### 音源、振動源と予測点との位置関係について

機械室から斎場敷地境界までの距離は、西側が最も近くて約30mで、最も西よりの騒音発生源から敷地境界までの距離は約35m。

# 騒音・振動の発生施設の概要

